

「住みやすく暮らしやすいまちを目指して」

私たちの「東栄町まちづくり基本条例」

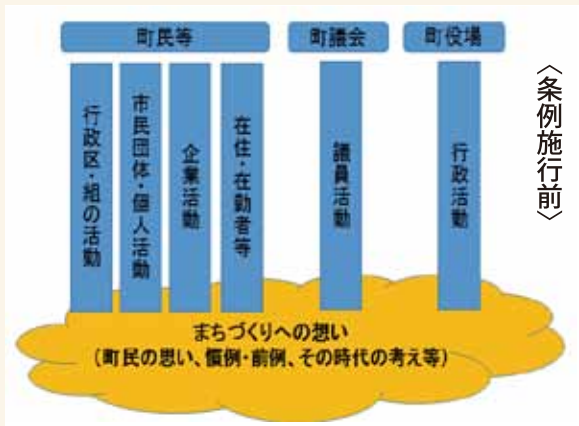
「まちづくり」とか「条例」と聞くと、難しい、自分には関係ないと感じるかもしれません。でも、自分たちの町が住みやすく暮らしやすいまちであって欲しいという願いは同じではないでしょうか？

こうした願いを実現するための考え方を「東栄町まちづくり基本条例」としてまとめ、平成30年4月1日から施行されます。今回は、この条例の考え方や主な内容をご紹介します。

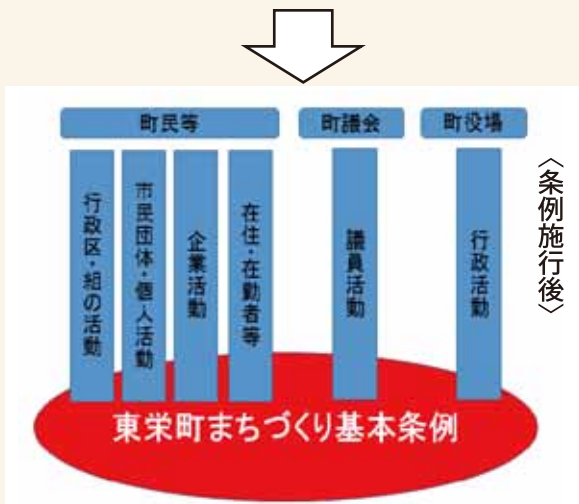
まちづくり基本条例って何？まちづくりって新しくはじめること？

これまで、まちづくりは町民の想いや慣例などに基づいて行われてきました。この条例はそうした想いや慣例を再確認し、明文化したものです。条例を町

づくりに必要な力を集め、いつまでも住みやすく暮らしやすいまちを目指します。このため、今までのものに問題があつて作つたのではなく、今を未来へつなぐための考えや指針になります。



〈条例施行前〉



〈条例施行後〉

どうして、今、条例を作る必要があつたの？

現在、東栄町は人口減少により、まちづくりの担い手が減少しています。今後も、暮らしやすいまちにするため、時代にあわせてまちづくりの仕組みを変える必要が高まってきたためです。

どんなことが書かれているの？

①まちづくりの参加者や役割等、みんなで決め実行するためにまちづくりのルールを決める

②これまでもあつた「まちづくりへの想い」を明文化する

等の内容が、前文から第16条までに書かれており、条例の想いは前文に集約されています。全体の条例は、ホームページでご覧いただくか、振興課へお問い合わせください。

前文

私たちは今、豊かな自然と伝統文化に囲まれた東栄町で、心豊かな毎日を送っています。これは、先人たちが、まだ見ぬ未来の私たちを想い、この地域を大切に守り、育ててきたお陰です。私たちに、この大切なふるさと東栄町を、努力により改善発展をさせ希望

の持てる町にして、未来を担う子どもたちにつなげていく責任があります。

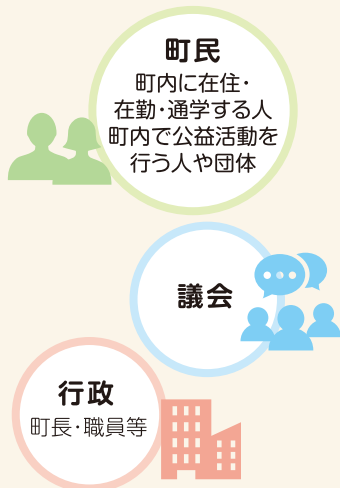
私たちは、これまで先人が行ってきたように、話し合いを重ね、互いの多様性を認め合い、活動に参加する仲間を増やすことにより、大きな力を集め、まちづくりを進めます。今を生きる私たちが、東栄町に暮らし関わる全ての人が幸せを実感できる町を目指し、楽しく自由と希望にあふれた活気あるまちづくりに取り組むことが、未来を生きる子どもたちの明るい展望につながります。

私たち一人ひとりの小さな思いや行動が、世代を超えた未来への橋渡しとなるよう、町民、議会、行政が手を取り合つてまちづくりを推進するための仕組みとして、ここに東栄町まちづくり基本条例を制定します。

まちづくりって何？

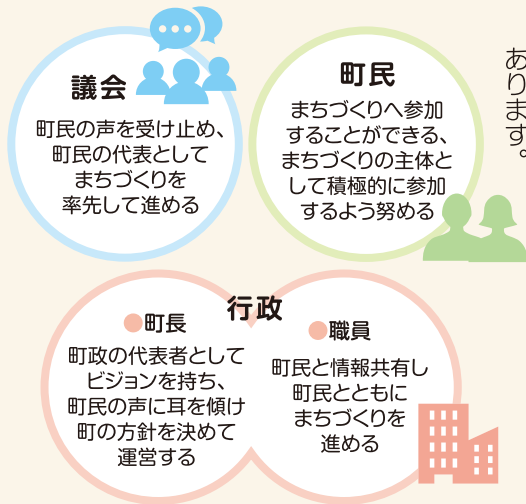
町に関わる人が、互いに協力し、自分たちの手で暮らしやすい町を目指して行動することです。

まちづくりは誰がするの？



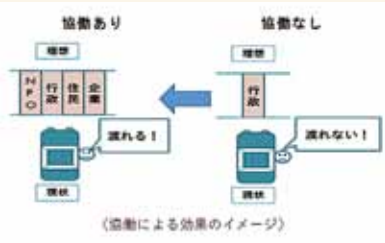
まちづくりへの参加者は何を求めるの？

参加者には、次のような役割分担があります。



協働って何？

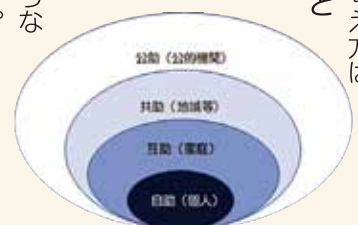
また、町民・議会・行政は、東栄町のまちづくりに協力したい人とともに、まちづくりを行います。このように役割を意識し、ともに活動すること（＝協働）で、まちづくりを進めていきます。



まちづくりの参加者ができることや得意なこととはそれぞれ異なります。その異なる力を集め、「みんなが町を良くしよう」という共通の目標に向かって、対等な立場で助け合うことが協働です。

この協働という考え方は、①個人でできること

- ②個人でできないときは家庭で
 - ③家庭でできないときは地域等で
 - ④それでもできないときは行政で
- といった下の図のような考え方に基きます。



参加しないといけないの？ 参加しないとうなるの？

この条例では、まちづくりへの参加は町民の義務ではなく権利としてします。できる限り多くの人が、いつでもまちづくりに参加できる町を目指してします。しかし、健康や家庭の状況により参加できない人もいるため、不利益にならないよう、みんなで配慮する必要があります。また、参加しやすい場を設けるよう努力する必要があります。

いろんな人が関わると、まとまりにくいのでは？

担い手が減り、様々なことを変えるには、参加者が対等に話し合う中で、いろいろな考え方があることを知り、一人ひとりの意見を大切に扱い、話し合いの方向性や結論を出す必要があります。考え方の異なる人が集まって話をする、自分の知らない世界を知ること

ができます。こうした情報の共有から、まちづくりの工夫の仕方や新たな方法などが見つかる場合もあります。

話し合いがまとまらない場合でも、異なる考え方を知り、まとまらない原因を考え、時には優先順位をつけるなど合意できる点を探すことで、まちづくりを進めることもできます。

この条例があれば、東栄町のまちづくりはもう大丈夫？

この条例は、みんなで協力してまちづくりに必要な力を集め、持続的に暮らしやすい町にするためのものです。そのため、条例を作った終わりではなく、今後もその時代にあわせて、みんなでこの条例を使いながら、守り育ていく必要があります。

この条例はとうやうや作られたの？

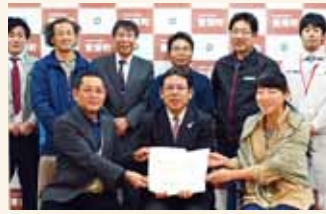


平成27年9月から約2年に渡り町民21名、職員15名が参加し、31回の検討会議を行いました。条例の必要性や自治について議論しました。3つの分科会で地域課題を検討し、「だれが」「どうやって」「など、まちづくりに必要な考え方や具体的な仕組みを考え、まちづくりに必要な要素を考えました。この要素を委員同士で共

有し、条例の土台としました。議会に關係する条文は、議会で検討しています。

そして、パブリックコメントを経て平成29年11月、条例案を町長へ提出し、同年12月議会で可決され、平成30年4月から施行されることとなりました。

町長への条例提出の際には、条例を活用して、自分たちの手で暮らしやすいまちを実現するために自分ができること、仲間を増やす必要性などの意見が出されました。



東栄町まちづくり基本条例施行に向けた東栄まちづくり座談会

- 日時 2月24日(土) 午前10時～正午
 - 場所 東栄グリーンハウス 2階 研修室(託児あり)
- ※事前申し込み不要

まちづくり基本条例について、ちょっと詳しく聞いてみませんか？

おいでん家や地区の会合、グループやサークル活動にお邪魔し、条例についてお話しします。

- 問い合わせ先 振興課 ☎76・0502 shinkou@town.toei. aichi.jp